

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管・関係府庁		
0320010	海外旅行会社に対する送客ミッションの支払方法の簡素化	銀行法第2条第2項及び第4条第1項	預金又は定期預金の貸付け又は資金の貸付けは手形の割引と併せ行うことが銀行業と定義。銀行業は、内閣府の監督を受けることができることである。	宿泊施設が海外旅行会社から送客を受ける場合は、その海外旅行会社からのクレジットカードのナンバーを受け取り、宿泊行為が完了したらその会社のコミッション分(10%)を差し引いた分(90%)を引き落とすことにより、コミッションの支払い及び宿泊料の徴収を完了することができることとする。	海外旅行会社から都内の宿泊施設が送客を円滑に受け入れられることにより、訪都外国人700万人達成を目指す。これは、ビジット・ジャパン・キャンペーンで掲げる「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致」や、アジア・ゲートウェイ構想促進にも資する。 日本観光旅館連盟東京支部では、こうした目標の下、平成15年から東京都シティセールスに参加し、海外で旅行会社との商談も継続して行っている。また、旅フェアを始め、トラベルマーなどの商談会にも参加し、近年ではアジアの海外旅行会社との商談も増え、これまで300社を超える旅行会社と商談をした。ところが、これまでの海外旅行会社との商談会では、現業的コミッションの送金方法なく(少額なコミッションを海外に送金するには手数料が高い)商談はすべて不成立で終わっている。海外旅行会社は、コミッション収入で採算をとっているため、採算がとれないので「東京に安い宿はないと断ってしまう」という話すら聞いている。 訪都外国人観光客には低価格の宿泊施設に対し依然高いニーズがあるが、そうした宿泊施設のあせむや情報紹介がされないことにより、都内や日本を観光したいと考えている外国人の潜在需要を取りこぼしていると考えられ、こんなにもつらいことはない。 「海外では実行しているから」と、海外旅行会社が提案する「カード番号からコミッション分を差し引いた金額を引き落とす」という方法ができれば、これまでの商談も成立し、訪都外国人客増加に寄ることができる。	C	I	信用秩序維持の観点から、為替取引に該当する場合は、金融機関以外の者に認めることは、慎重に考える必要がある。	旅館が宿泊した外国人客から海外旅行会社のカードで宿泊料の支払を受けた場合、その代金の請求はカード発行した海外のカード会社に直接請求することは無い。すべて加盟している日本のカード会社に請求する。そして、その日本のカード会社から旅館の指定口座に請求金額が送金される。日本のカード会社と海外のカード会社の間の決済は、カード会社は為替取引をすることができないので、送金では無くカード決済で行っている。海外旅行会社のクレジットカード番号によって旅館が宿泊料を引き落とす場合、加盟する日本のカード会社に請求するので、この行為は為替取引に該当しないと思われるが、いかがでしょうか。	D	I	為替取引とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする信託を介して、これを引き受けること、又はこれを引き受けて送付することと解されている。ご提案の内容だけでは判断しかねるが、為替取引に該当しない限り、銀行法上の免許は不要である。									1 0 2 6 0 1 0	日本観光旅館連盟東京支部	金融庁
0320020	貸金業の範囲からの除外の拡大	貸金業の規制等に関する法律第2条、貸金業の規制等に関する法律施行令第1条	金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として営もうとする者は、内閣府の監督を受ける必要がある。①一人一口であること。②金銭消費貸借契約の反復継続は行わない。③貸金に対して支払う利息は、当該地域の特産品をもってあつてこと。	地域活性化のため、一次産業新規参入者等に対する資金調達を目的に、自治体と交流のある都市住民に対し金銭貸借の媒介を行う場合、貸出者である都市住民は下記条件に該当する者として「貸金業規制法」で定義される貸金業者には当たらないものとする。 ①一人一口であること。 ②金銭消費貸借契約の反復継続は行わない。 ③貸金に対して支払う利息は、当該地域の特産品をもってあつてこと。	農業や漁業が担い手不足に悩む中、Uターン者などによる新たな参入の動きが見られるようになった。農業や漁業を始めるためには、初期に相当の資金を必要とするが、民間からの資金調達が容易で、自治体も幅広い財政状況の中、支援することが困難な状況であり、資金確保が参入の障壁となっている。一方、地域で活躍しようとする人材を資金面で支援しようという都市部住民の機運も高まりつつあり、これらをつなぐ活用している。平成18年度に町と交流のある都市住民を対象に金銭貸借の媒介を行う「海士ファンバンク」を立ち上げたが、管内財務事務所から貸金業規制法の第二十条に抵触するとの指摘があり、貸出者である都市住民に貸金業の登録を依頼するわけにもいかず、2回(12回の募集のうち2回)、貸金業の範囲からの除外が拡大できれば、地方を応援したいという都市住民からの貸出も可能となり、地方の活性化と交流の拡大に繋がると考える。	D	I, II	貸金業法においては、資金需用者等の利益の保護を図るために、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を「業」として行う者を適切に監督を行う必要があることから、登録を設けることとする。 「業」として行うとは、反復継続して社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものである場合を指すものと解されている。住民が一人口限で貸付けを行うような例は、貸出者である都市住民に貸金業の登録を依頼するわけにもいかず、2回(12回の募集のうち2回)、貸金業の範囲からの除外が拡大できれば、地方を応援したいという都市住民からの貸出も可能となり、地方の活性化と交流の拡大に繋がると考える。												1 0 7 3 0 1 0	海士町	金融庁	
0320030	土業派遣の解禁(過疎地限定) 土業・弁護士・外国法 法律事務所・地方自治体・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁護士・社会保険労務士・行政書士の業務	公認会計士法(第1条、第4条の2)等 労働者派遣事業関係事務取扱要領	「派遣元が監査法人(公認会計士を含む。)以外の者である場合であつて、かつ、当該派遣の対象となる公認会計士が公認会計士法第2条第1項に規定する業務を行わない場合には、労働者派遣を容認する旨、平成17年10月21日付で構造改革特区推進本部決定されている。	〇〇町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる土業の派遣禁止を解禁することを目的として、土業の派遣禁止を解禁する業務を行わない場合には、労働者派遣を容認する旨、平成17年10月21日付で構造改革特区推進本部決定されている。	現在、土業派遣は労働者派遣法で規制されている。過疎地においては土業不足のため、住民が都市部で移動がしづらい、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては土業の人材派遣として、過疎地の住民が土業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。	①…D ②…C	I	①過疎地の住民が満足した社会サービスを受けていないとされる事項が具体的に何を意味するのか定かではないが、公認会計士法(以下「法」という)第2条第2項(労働者派遣の規制、財務に関する監査、立案、財務に関する相談)を行なう場合については、既に労働者派遣事業関係事務取扱要領により、派遣元となる公認会計士の派遣を容認することとしたところである。 ②法第2条第1項業務(監査証明業務)は、財務書類の信頼性を確保することにより投資者等の保護を図ることを目的としており、監査人は個人から独立していること及び独立性の保持に際し拒否権を有していないことが求められる。 公認会計士が派遣先の会社の監査証明業務を行なうことは、該監査会社の指揮命令に服することとなるため、認められない。また、公認会計士が監査法人に派遣されて監査証明業務に従事する場合においては、派遣元との間で監視関係・報告受領関係が存在しており、独立性の観点から認められない。 なお、監査人に求められる「独立性」については、国際会計士連盟の倫理規範において「精神の独立性」及び「外縁の独立性」のいずれをも確保すべきものと位置づけられている。	①…D ②…C	I								1 0 5 5 0 7 0	(株)バソナシャドーキャビネット	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省			
0320040	中小企業の汚染土壌対策における問題解決のための緩和措置「少人数私 募債」	証券取引法第4条第1項	有価証券を新規に発行する時に「発行価額の総額が1億円以上かつ50名以上に勧誘を行う場合は、有価証券届出書の提出義務が生じる。	①会社法 第702条(社債管理者の設置)②証券取引法第23条、開示令第14条の15(告知義務)③証券取引法施行令第1条の6(少人数私募債)④会社法 第678条(募集)⑤少人数私募債の1口最低社債額)に対し、緩和措置を望むものです。	中小企業のメッキ工場等、汚染土壌問題を抱える人々により、問題解決の可能な当該中間管理施設が可能となること、高層工事費が負担となり、汚染土壌の改善・改良が行えない現状からの脱却(プラットフォームからの脱却)となるための一助となるため、以下の①～⑤に対する緩和措置を望むものです。①会社法 第702条(社債管理者の設置)は、【社債の金額が1億円以下である場合】は委任不要となっているが、これを、【社債の金額が5億円以下である場合】とする②証券取引法第23条、開示令第14条の15(告知義務)において、【発行総額が1億円を超える場合】は文書で告知しなければならない。となっているが、これを発行総額が5億円を超える場合とする③証券取引法施行令第1条の6(少人数私募債)に該当しないための要件)において、【合計が五十名以上とすることとする。】となっているが、これを【合計が五十名以上とすることとする。】とする④、証券取引法施行令第1条の4(勧誘の相手方が多数である場合)においても、【五十名以上の者を相手方】となっているが、これを【五十名以上の者を相手方(但し、発行総額が5億円以下のものについてはこの限りではないものとする。】)とする⑤会社法 第706条に基づき、少人数私募債の1口最低社債額は、【社債総額を社債の最低額で割った数が49以下]とありますが、【社債総額を社債の最低額で割った数が49以下]であっても、社債総額5億円以下の場合はこの限りでない。】とする。	C	I	ディスクロージャー制度は、自己責任原則のもと、投資者が十分な投資判断を行うことであるよう有価証券届出書等により投資者に情報を提供し、投資者保護を確保するための制度である。資本市場の国際化、インターネットの活用により情報に即ち、広範囲に有価証券取得勧誘を行うことが可能となったことから、少額な発行総額の有価証券の取得勧誘が行われており、このような有価証券の取得勧誘についても、投資者保護を図る必要があり、1億円の金額要件を引き上げることは困難である。なお、有価証券届出書の提出が必要なものとして発行総額が1億円以上5億円未満の有価証券の募集においての有価証券届出書については、特例を設けて軽減されている。	C	I										1 1 3 7 0 3 0	土のクリーニング工場特区 株式会社 ブツカン	金融庁 法務省	